

平成二十年十月十日受領
答弁第五八号

内閣衆質一七〇第五八号

平成二十年十月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の汚染米不正転売問題に係る国会議員による資料要求への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の汚染米不正転売問題に係る国会議員による資料要求への対応に関する質問に対する答弁書

一について

国会議員から各府省への資料要求に関しては、膨大な作業を伴うものも多いことから、自由民主党が民主党に対しルール作りを申し入れているものと聞いている。また、ルール作りに向けた実態把握を行う観点から、今般、自由民主党から、農林水産省を含む各府省に対し事前に相談するよう依頼があったものと承知している。これを受け、農林水産省においては、大臣官房総務課において、平成二十年九月十二日付で事務連絡（以下単に「事務連絡」という。）を作成していたところである。なお、事務連絡については、依頼の趣旨をより適切に反映するよう、十月五日に修正を行ったところである。

二について

十月五日の修正前の事務連絡には、お尋ねの事項を含めた手順等が記載されている。

三について

担当部署は農林水産省大臣官房総務課、担当責任者の官職は農林水産省大臣官房総務課長、氏名は井上

明である。

四について

農林水産省としては、いわゆる国政調査権は、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えているが、事務連絡が、国政調査権を妨げるものとなっているとは考えていない。

五について

事務連絡については、国会議員から各府省への資料要求が膨大な作業を伴うものも多いことから、実態を把握したいとの自由民主党からの依頼の趣旨を踏まえて作成したものであり、野党への情報提供を制限させようとするものではないと認識している。